

○盛岡・紫波地区環境施設組合管理者部局行政組織規則

昭和58年3月7日規則第2号
改正 平成4年4月1日規則第3号（題名改称）
平成6年3月22日規則第1号
平成12年3月24日規則第1号
平成14年3月7日規則第1号
平成15年3月26日規則第1号
平成17年3月23日規則第1号
平成19年3月30日規則第11号
平成24年3月26日規則第1号
平成27年3月23日規則第3号
平成28年3月28日規則第1号
令和2年3月30日規則第3号
令和3年3月30日規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）第11条に規定する管理者の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するために必要な行政組織について定めることを目的とする。

（行政機能の発揮）

第2条 前条の組織を構成する機関は、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。

（組織）

第3条 管理者の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

2 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例（平成4年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第4号）第2条に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所（以下「清掃事業所」という。）を置く。

（係の設置）

第4条 事務局に庶務係を置く。

2 清掃事業所に業務係を置く。

（事務分掌）

第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 条例、組合規約及び公告式等の総則に関すること。
- （2） 議会、監査及び附属機関等に関すること。
- （3） 組織、処務、情報管理及び行政手続等の行政一般に関すること。
- （4） 職員の定数、任用、分限、懲戒、服務、研修、福利厚生及び公平委員会等の人事に関すること。
- （5） 報酬、給料、手当及び旅費等の給与に関すること。
- （6） 予算、決算、会計、手数料、契約及び財産等の財務に関すること。

- (7) 一般廃棄物処理計画の策定に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (9) ごみの減量化及び再資源化に関すること。
- (10) その他、他に属さない事項に関すること。

2 清掃事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理に関すること。
- (2) 清掃事業所の管理運営等全般に関すること。

(職の種類)

第6条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に必要な応じ、技監、事務局次長、係長、主任主査、主査、主任主事及び主任技師を置くことができる。

3 清掃事業所に所長を置く。

4 清掃事業所に必要な応じ、係長、主任主査、主査、主任主事及び主任技師を置くことができる。

(事務局長の職務)

第7条 事務局長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(技監の職務)

第8条 技監は、直属の長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を整理する。

(事務局次長の職務)

第9条 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所長の職務)

第10条 所長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を処理する。

(係長の職務)

第11条 係長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を処理する。

(主任主査の職務)

第12条 主任主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を処理する。

(主査の職務)

第13条 主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を処理する。

(主任の職務)

第14条 主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当業務を処理する。

(職員の職務)

第15条 職員は、上司の命を受け、事務、技術又は一般的用務に従事する。

2 職員の事務分担は、事務局長が定める。

3 事務局長は、前項の規定により職員の事務分担を定めたときは、事務分担表を管理者に提出しなければならない。事務分担に異動があったときも同様とする。

(関係市町との協議)

第16条 所掌事務を円滑に処理するため、必要な応じ予算の編成その他の重要事項について、関

係市町の長若しくは主管課長と協議するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 紫波郡環境施設組合事務局等組織規則（昭和48年紫波郡環境施設組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成4年4月1日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。